

有人国境離島関係予算の概要

I. 特定有人国境離島地域の地域社会維持関係

1. 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(仮称)等の創設【内閣府】
事業費 約92億円(新規)

特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、関係地方公共団体等が実施する以下の取り組みに必要な経費の一部を補助する交付金等により総合的に支援

(1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(仮称)の創設
【国費 50.0 億円】(新規)

- ① 住民が通常利用する航路運賃について、JR運賃並みまでの引き下げを支援。また、将来、船舶建造等を行うために旅客運賃を引き上げる場合には、当該引き上げ相当分を予算の範囲内で支援
- ② 住民向けの航空路運賃について、新幹線運賃並みまでの引き下げを支援
- ③ 旅行者に「もう一泊」してもらうための旅行商品、企画乗船券・企画航空券又は滞在プランの開発・企画・宣伝費や実証費、これらの販売促進費を支援することにより、実質的に旅行者の負担を軽減
- ④ 農水産品(生鮮品全般)の移出及びこれらに必要な原材料等の移入に係る輸送コストを支援
- ⑤ 雇用を増やして創業・事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、テナント料、広告宣伝費等の運転資金の一部を支援(市町村が重要と認める取組は最長5年間支援)

(2) 特定有人国境離島の地域社会維持に係る利子補給制度の創設
【国費 0.3 億円】(新規)

特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う民間事業者等に対する事業のスタートアップ融資を行う離島内の地域金融機関等に対して利子補給を実施

(3) 有人国境離島政策の推進に係る調査 【国費 0.1 億円】(新規)

我が国の領海、排他的経済水域等の保全等の観点も踏まえつつ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持の施策を確実に実行するため、専門家等による現地での取組状況確認、関係都道県・市町村への助言等を実施

※ 上記のほか、専門家を現地に派遣・駐在させ、地域に寄り添って都道県計画や各事業の構想・戦略の策定を支援 (平成 28 年度補正予算 国費 2.7 億円)

2. 各府省計上の離島向け予算の増額要求等 事業費 約8億円増

- (1) 特定有人国境離島地域における戦略產品に係る輸送コストの低廉化の支援を拡充するとともに、產品の品質管理に資する機材等の導入支援を拡充（国土交通省）
【離島活性化交付金の拡充:国費15.5億円(平成28年度 国費11.5億円)】
- (2) 特定有人国境離島地域において漁業集落が行う新たな漁業又は海業の雇用を創出するための取組等を支援（水産庁）
【特定有人国境離島漁村支援交付金の創設:国費3.0億円(新規)】
- ※ 特定有人国境離島におけるガソリン流通コスト(実費相当)の低減に必要な経費を計上(資源エネルギー庁) **【国費 30.5億円(平成28年度 国費30.5億円)】**
- ※ 上記のほか、特定有人国境離島地域を含む我が国の周辺海域において外国漁船の調査、監視を行う漁船に対する用船料、燃油代等を支援(平成28年度補正予算 国費40.0億円(全国)) (水産庁)

3. 各府省計上予算における目標額設定等による配分拡大等 事業費 約18億円増

- (1) 地方創生推進交付金について、特定有人国境離島向けに配分目標額を設定し、申請事業数の上限等の要件緩和を行うことにより活用促進(内閣府)
【配分目標額:国費24.0億円(平成28年度配分見込:国費17.9億円)】
- (2) 特定有人国境離島地域での農林水産業への新規就業者対策等について、優先採択枠を設定することにより活用促進(農林水産省)
【優先採択枠:国費9.0億円(平成27年度配分実績:国費4.4億円)】
- (3) 特定有人国境離島地域等における事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主への助成金について要件緩和し、所要額を計上するとともに、民間機関を活用した職業訓練機会の確保について配分目標額を設定して優先配分することにより活用促進(厚生労働省)
【優先配分枠等:国費2.2億円(平成27年度配分実績:国費0.5億円)】

※()内は特定有人国境離島地域での実績

以上の新規・拡充を行った施策の地方負担分については、これら施策の内容に応じ、特別交付税措置を講じることとしている。

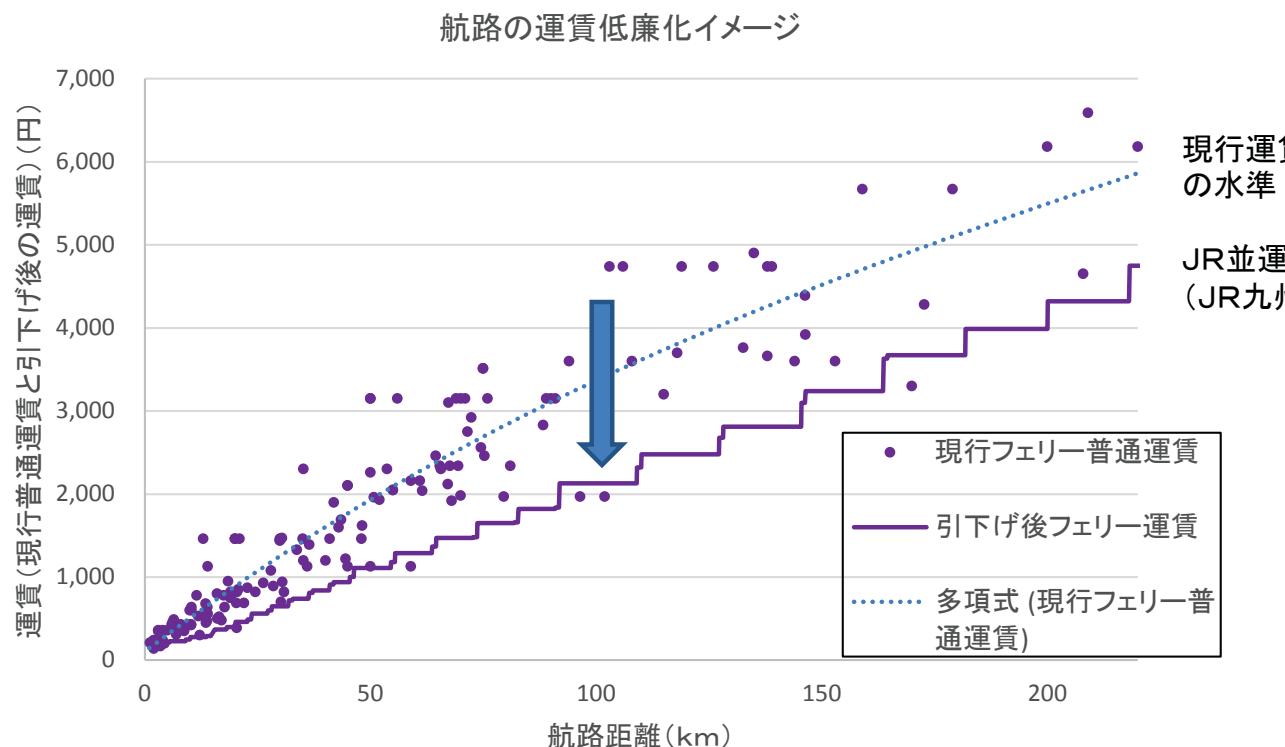
II. 有人国境離島地域の保全関係 (国境離島WEBページ参照)

【各府省予算計上】

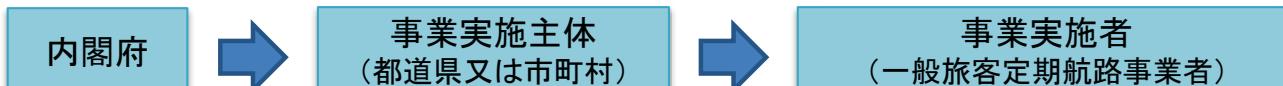
- (1) 離島部署の施設整備、全国の海上における不審事象、不法行為等への対応や航路標識の防災対策(海上保安庁)
- (2) 防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画に基づき、部隊の新編・増強、施設整備、装備品の能力向上等の取組を推進(防衛省)
- (3) 有人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備(水産庁、国土交通省)

特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、**住民の航路運賃をJR運賃並みまで低廉化**する経費の一部を支援する。

フェリー運賃は**平均40%**、高速船の運賃は**平均33%**、ジェットフォイルの運賃は**平均36%引き下げ**（数字は限度額まで引き下げた場合の普通運賃からの割引率の単純平均）



【交付金の流れ】



交付率55/100
特別交付税措置

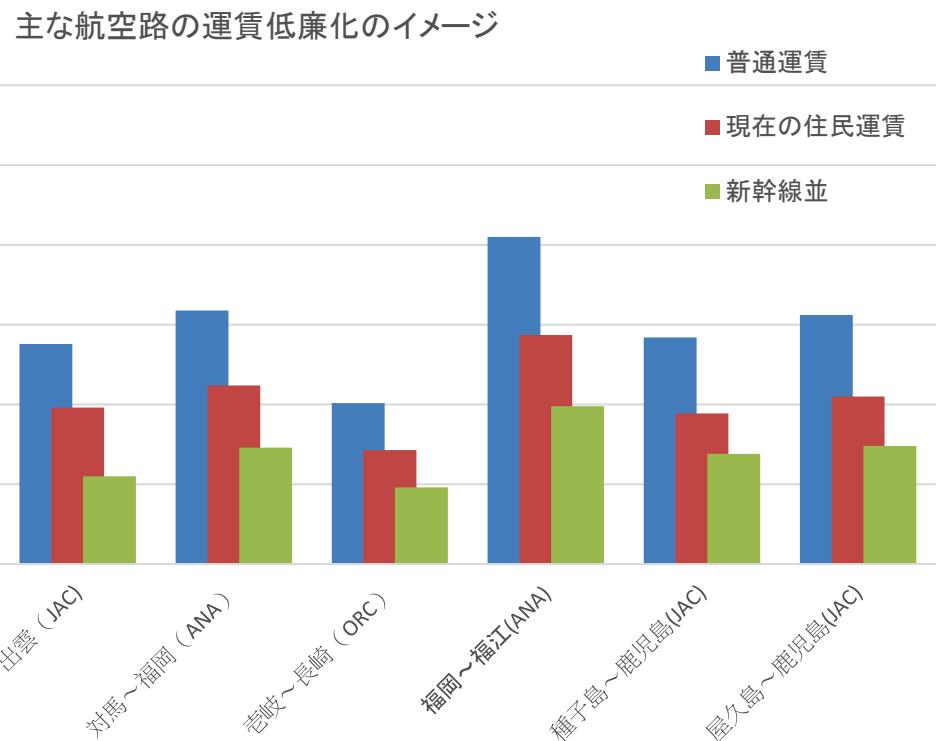
※割引住民運賃の水準は、事業実施主体が決定（必要に応じて地方公共団体や事業者等で構成する協議会にて協議）

事業の概要

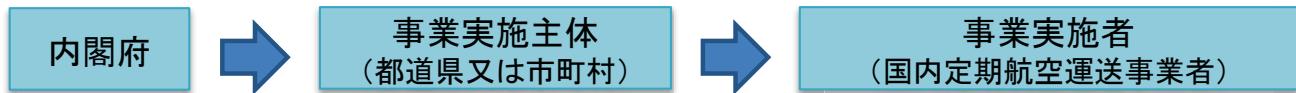
- (1) 事業実施主体
地方公共団体(都道県又は市町村)
- (2) 事業実施者
国内一般旅客定期航路事業者
- (3) 低廉化の対象者
 - ①特定有人国境離島に居住する者
 - ②これに準ずると市町村長が認める者
※離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、割引住民運賃まで引き下げることが可能
- (4) 引下げ下限運賃
 - フェリー: JR在来線並
 - 高速船 : JR特急自由席並
 - ジェットフォイル: JR特急指定席並
 - ※交付金による割引住民運賃の水準は、事業実施主体において決定
- (5) 交付対象経費
現行住民運賃からの引下げ経費
- (6) 負担割合
国 5.5／10 地方公共団体 4.5／10

特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民の航空路運賃を新幹線運賃並みまで低廉化する経費の一部を支援する。

航空路運賃は平均35%引き下げ（数字は限度額まで引き下げた場合の現行住民運賃からの割引率の単純平均）



【交付金の流れ】



交付率55/100
特別交付税措置

※割引住民運賃の水準は、事業実施主体が決定（必要に応じて地方公共団体や事業者等で構成する協議会にて協議）

事業の概要

（1）事業実施主体

地方公共団体（都道県又は市町村）

（2）事業実施者

国内定期航空運送事業者（日常拠点性を有する同一都道県離島定期航路路線及びこれに準ずる路線）

（3）低廉化の対象者

- ①特定有人国境離島に居住する者
- ②これに準ずると市町村長が認める者
※離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、割引住民運賃まで引き下げる事が可能

（4）引下げ下限運賃

新幹線運賃並（38円/km）
※交付金による割引住民運賃の水準は、事業実施主体において決定

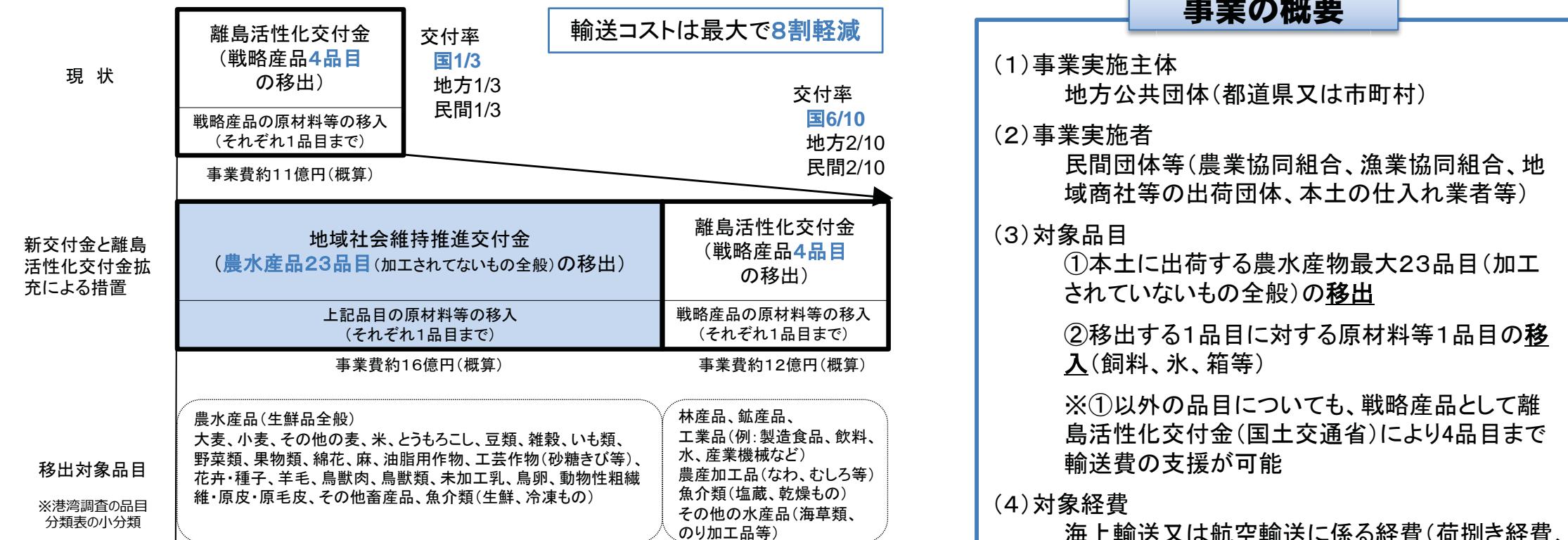
（5）交付対象経費

普通運賃の26%割引額又は現行住民運賃のいずれか低い額から引下げ後運賃への引下げ経費

（6）負担割合

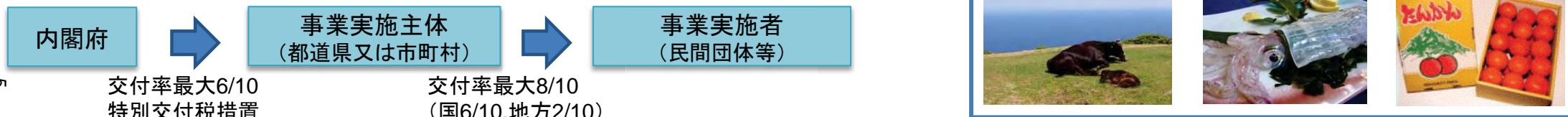
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図り雇用を拡充する観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援



農協、漁協等の出荷団体からの出荷の輸送費のほか、本土の卸、商社、製造メーカー等からの直接仕入れに係る輸送費も支援し、新たな販路拡大を促進

【交付金の流れ】



事業の概要

(1) 事業実施主体

地方公共団体(都道県又は市町村)

(2) 事業実施者

民間団体等(農業協同組合、漁業協同組合、地域商社等の出荷団体、本土の仕入れ業者等)

(3) 対象品目

①本土に出荷する農水産物最大23品目(加工されていないもの全般)の移出

②移出する1品目に対する原材料等1品目の移入(飼料、水、箱等)

※①以外の品目についても、戦略產品として離島活性化交付金(国土交通省)により4品目までの輸送費の支援が可能

(4) 対象経費

海上輸送又は航空輸送に係る経費(荷捌き経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む)

(5) 負担割合

国6/10(地方公共団体の負担の3倍を超えない額)、地方公共団体2/10、事業者2/10



特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（仮称）③（滞在型観光促進）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

特定有人国境離島にて「もう一泊」[※]したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力の旅行商品化や、観光サービスの担い手の育成などの取組を支援（※「日帰り」から「一泊」へ、「一泊」から「二泊」へ、など「もう一泊」の工夫）

地元における魅力的な現地観光サービス・人づくりの促進と大手旅行会社等による新しい旅行商品化を促進

旅行商品や滞在プランの企画・開発

- 地域の魅力の発掘、再発見
- 着地型観光メニューの洗い出し、ブラッシュアップ
- 地域での合意形成、商品化、プラン化
- 旅行会社等による商品企画・開発

地元の観光協会、自治体、旅行会社等

実証・宣伝

- 着地型観光メニューの担い手によるサービスの実証的な提供、実証に要する器具、機材等の購入
- 滞在プランのモニター
- 旅行商品や滞在プランの広告宣伝

地元の観光協会、自治体、観光従事者等

販売促進

- 滞在プランとセットで割引となる企画航空券・乗船券等の販売、特別価格での宿泊（割引分への補助）
- 旅行代理店への委託販売（委託料への補助）
- 開発した旅行パックの割引販売（割引分への補助）

航路・航空路事業者
旅行会社、宿泊事業者

事業の概要

（1）事業実施主体

地方公共団体（都道県又は市町村）

（2）事業実施者

- ①地方公共団体（都道県又は市町村）
- ②地方公共団体、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等
- ③観光協会、旅行会社、運送・宿泊サービス事業者その他滞在型観光を担う民間事業者等

（3）対象経費

- ①旅行商品、企画乗船券・企画航空券又は滞在プランの企画・開発・宣伝費
- ②旅行商品に組み入れる観光サービスの提供のための実証経費
- ③企画、開発した旅行商品等の販売を促進するための経費（割引分）

（4）負担割合

国 5.5／10、地方公共団体 4.5／10

【交付金の流れ】

交付率最大5.5／10
特別交付税措置

内閣府

事業実施主体
(都道県又は市町村)

対象経費を補助



採れたての魚介類を使った漁師めしの提供、ネイチャーガイドによる島めぐり・トレッキング等を含む滞在プランを企画。参加者から評価を収集し、プランをブラッシュアップ

- 事業実施者（協議会形式も可）
- ・旅行会社
 - ・運送・宿泊サービス事業者
 - ・観光協会
 - ・地元の観光業従事者等

特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が**雇用増を伴う創業または事業拡大**を行う場合の**設備投資資金**や、人件費、広告宣伝費などの**運転資金を最長5年間支援**

創業支援（事業費600万円まで）

- 特定有人国境離島地域住民による創業資金（設備資金、運転資金）の支援
- UIJターン移住者や地域おこし協力隊卒業者の創業資金の支援し、定住・定着を促進
- やる気がある若い人を後継者として事業を引き継ぐ場合（事業承継）の設備や施設の改修費等の支援し、廃業に歯止め

特定有人国境離島での開業件数 729件（経済センサス2014）→ 年間170件増加目標



廃校を活用した酒蔵などの生産加工施設や、古民家を改修して地元食材を使った料理を提供するカフェなどをオープン



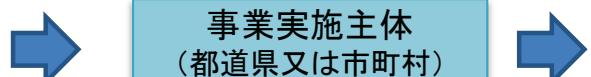
旅行客に貸し出す自転車や釣り具、マリンレジャーなどの道具を整備し、レンタルショップをオープン

事業拡大支援（事業費最大1600万円まで）

- 新しく人を雇って生産能力の拡大やサービスの付加価値向上を行う事業者の設備投資資金や運転資金の支援
- 地元産品の販路拡大等のために地域外に設立した地域商社に产品を納品する地元加工場等の生産力拡大のための設備投資資金の支援（地域内の雇用増が必要）
- 島内の事業所がUIJターン者や地域おこし協力隊卒業者を新たに雇用して事業拡大を行う場合の雇い入れを支援し、定住・定着を促進

【交付金の流れ】 交付率最大1/2
特別交付税措置

内閣府



交付率最大3/4

事業実施者
(民間団体等)

事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体（都道県又は市町村）
- (2) 事業実施者
 - ① 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
 - ② 特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- (3) 対象経費
 - ① 設備費、改修費（設備投資資金）
 - ② 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、島外からの事務所移転促進費、従業員の資格取得・講習受講経費（運転資金）

※②については、地域社会を維持するうえで特に重要なと認められる事業については、1年毎に延長可能（最長5年間まで）
- (4) 事業費上限
創業支援：事業費600万円
事業拡大：事業費1600万円
※設備投資を伴わない事業拡大：事業費1200万円
- (5) 負担割合
国1/2、地方公共団体1/4、事業者1/4

このほか、利子補給制度により、最大3年間の元金据置・実質無利子の融資で事業資金を支援

特定有人国境離島の地域社会維持に係る利子補給金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

29年度予算案 0.3億円（新規）

事業概要・目的

○特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業・事業拡大等を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う離島内の地域金融機関等に対して、利子補給を行います。（初年度融資目標額11億円）

課題

- ・特定有人国境離島では創業・事業拡大資金を融資する政策金融機関の窓口がない。
- ・本土との遠隔性や人口減があり、事業環境が厳しくなっている。

対策

- ・地元の金融機関を介した創業・事業拡大に対する無利子・元金据置の融資の実現

事業イメージ・具体例

○対象となる融資の例

- ・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。
- ・新たに離島で事業所を立ち上げたときの設備資金。
- ・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。
- ・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。
- ・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。



水産加工場の整備・改修・増設



老朽化したホテル・旅館の改修

資金の流れ



期待される効果

- 特定有人国境離島の新規雇用者数が増加します。
- 特定有人国境離島の産業活性化につながります。